

別添5 料金の取り扱いについて

1 徴収すべき料金

(1) コミュニティバスの利用者から徴収すべき料金は次のとおりとする。

① 定額料金

区分		料金
大人		1人1乗車につき 200円
小人	小学生以上高校生まで	1人1乗車につき 100円
幼児	1歳以上6歳まで (ただし、小学生を除く。)	・ 大人又は小人の同伴者1名につき幼児1人は無料(ただし、幼児2人目からは小人料金) ・ 幼児の単独乗車は小人料金
乳児	1歳未満	無料

② 回数券料金

区分	料金
200円券(13枚つづり)	2,000円
100円券(13枚つづり)	1,000円

③ 定期券料金

種別		料金
普通定期券	1箇月	大人定額料金×30×2×0.5
	3箇月	1箇月普通定期券料金×3×0.95
	6箇月	1箇月普通定期券料金×6×0.9
小人定期券	1箇月	小人定額料金×30×2×0.5
	3箇月	1箇月小人定期券料金×3×0.95
	6箇月	1箇月小人定期券料金×6×0.9
学期別定期券	3箇月以上	(普通又は小人3箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5×0.95)
	3箇月未満	(普通又は小人1箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5)
片道定期券	上記券種別毎に適用	各種別定期券料金に2分の1を乗じて得た料金

(2) 普通定期券は、一般の旅客((3)に定める者を除く。)に対して発行する。

(3) 小人定期券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。

(4) 料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。

(5) 定期券の用紙及び回数券は、事業者からの申し出により必要な数を市が事業者に交付する。

2 料金の減額

(1) 下表左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示し

た場合同表右欄に掲げる額を減額する。なお、料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。

減額の適用を受けるための資格等	証する書類等	減額する額	
		定額料金	定期券料金
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人	身体障害者手帳	1/2	1/2
昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人	療育手帳		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人	精神障害者保健福祉手帳		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその介護人	被爆者健康手帳		
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護人	戦傷病者手帳		
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適用を受けている者及びその付添人	児童福祉法適用施設の発行する所定の料金割引証		